

# 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

異動届出書

◎この返信用封筒を控えて受付けが必要となります。届出書の到着が20日以内の場合は、控えと切手を貼って返信先住所を記載した返信用封筒を同封して送付してください。届出書の到着が20日を超えた場合は、控えと切手を貼って返信先住所を記載した返信用封筒を同封して送付してください。届出書の到着が20日を超えた場合は、控えと切手を貼って返信先住所を記載した返信用封筒を同封して送付してください。

(宛先) 旭川市長	特別徴収義務者名称(氏名)	特別徴収義務者の所在地	担当者	(係名)	(担当者氏名)
				(電話)	
令和 年 月 日 提出	法人番号又は個人番号(個人事業主の場合)		※ 旭川市処理欄		
			1.現年度		2.新年度

指定番号	宛名番号	住民コード	給与所得者個人番号(※マイナンバー)			※ 旭川市処理欄			
給与所得者氏名 <small>(旧姓)</small>		(ア) 年 税 額	徴収済月	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 <small>(ア-イ=ウ)</small>	異動年月日	異 動 理 由	(★) 異動後の未徴収税額の徴収方法	1月から退職時までの 給与支払額
令和6年1月1日現在の住所		円	月分	円	円	令和	1.退職 2.休職 3.長期欠勤 4.合併解散 5.会社解散 6.給与少額等 ( )	7.死亡 8.1月1日住所誤報 9.転勤 (特徴義務者変更) 10.その他(具体的に) ( )	円
旭川市			から				<input type="checkbox"/> 一括徴収 → Aへ <input type="checkbox"/> 普通徴収 → Bへ <input type="checkbox"/> 特別徴収継続 → Cへ	円	
現在の住所(上記と異なる場合のみ記入)			月分						円
( )			まで						円

(★)で選択した徴収方法について必要事項を記入してください。

A 一括徴収	
一括徴収した税額は	
<input type="text"/> 月分(翌月10日納期限)で納入します。 (1月1日以降の退職は原則として一括徴収となります。)	
一括徴収理由	1.異動が令和 年12月31日までで、申出があったため。 一括徴収の申出 (令和 年 月 日)
	2.異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため。
徴収予定	徴収予定日
	一括徴収額((ウ)の額)
	円

B 普通徴収	
未徴収税額は本人が支払います。 (1月1日以降の退職は原則として一括徴収となります)のでご注意ください。	
<b>死亡退職・国外転出</b> の場合の親族等の連絡先	
氏名	続柄
住所	
電話	

C 特別徴収継続	
未徴収税額は、転勤先で	
<input type="text"/> 月分(翌月10日納期限)から徴収します。	
新指定番号	
勤務先 (新給与支払者) の所在地	
フリガナ	
勤務先 (新給与支払者) の名称	
連絡先	
係・氏名・電話番号	